多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

多久市長　香　　月　　正　　則

多久市条例第１５号

多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和４５年多久市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

（７）　災害応急作業等手当

第９条を第１０条とし、第８条の次に次の１条を加える。

（災害応急作業等手当）

第９条　災害応急作業等手当は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項又は第２３条の２第１項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う応急作業、避難所運営、罹災証明に係る家屋調査その他の災害対応業務に従事した職員に支給する。

２　前項に規定する手当の額は、業務に従事した日１日につき１，４４０円とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多久市職員特殊勤務手当支給条例の規定は、令和８年７月２８日から適用する。